利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)の 設立趣旨について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表したところである。

利根川上流域では、当ビジョンを実現させるため、河川管理者、都県、(独) 水資源機構、市区町等関係機関が連携し減災のための目標を共有し、ハード対 策とソフト対策を一体的、計画的に推進する減災対策協議会を設立するもので ある。

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」(以下「協議会」) とする。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏ま え、利根川上流域における堤防決壊等に伴う大規模な侵水被害に備え、関係する河川管理 者、都県、(独)水資源機構、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハ ード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目 的とする。

(協議会)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めると きには構成員を追加するほか、構成員以外の者(学識経験者等)を協議会に出席させ、意 見を求めることが出来る。

(部会)

- 第4条 協議会は複数の氾濫ブロックをまとめた全体を対象とするが、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて適切に検討を行うため、協議会に部会を置く。
 - 2 部会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 事務局は、第2項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者(学識経験者等)を部会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(幹事会)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を 行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
 - 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要があると認めると きには構成員以外の者(学識経験者等)を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

(事務局)

第6条 協議会等の事務局を、関東地方整備局利根川上流河川事務所防災対策課に置く。

(協議会及び部会の検討内容)

- 第7条 協議会及び部会で行う検討内容は、以下のとおりとする。
 - 1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために 各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」(協議会)と氾 濫ブロック毎の「ブロック計画」(部会)の作成
 - 3.「地域の取組方針」及び「ブロック計画」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 - 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第8条 協議会及び部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会及び部会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会及び部会資料等の公表)

- 第9条 協議会及び部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会及び部会の了解を得て 公表しないものとする。
 - 2 協議会及び部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会等で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

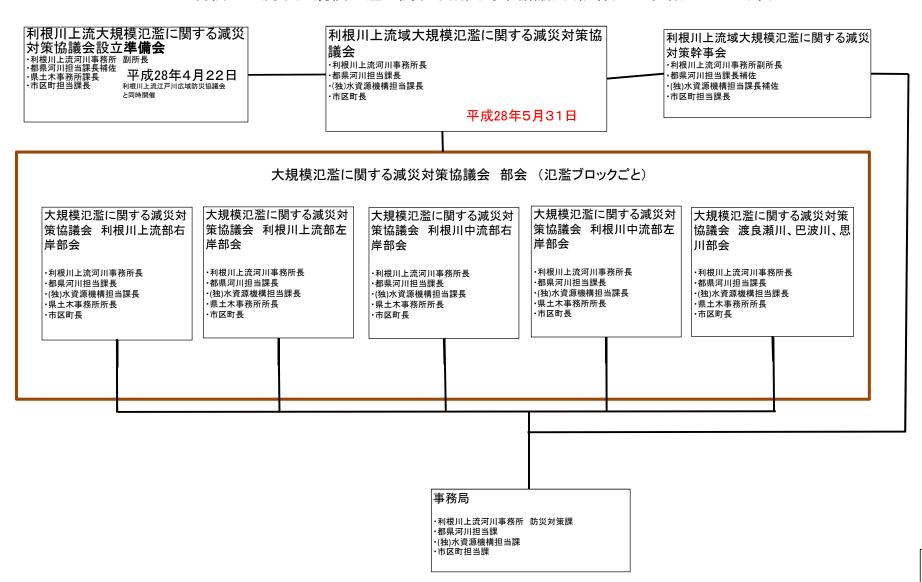
別表1

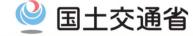
	組織		協議会		幹事	会		
		12100	UIII DAX 🕰		危機管理担当	水防担当		
E	国土交通省	Í	利根川上流河	川事務所長	利根川上流河川事務所 副所長	同左		
	茨城県		生活環境部 防災・危機管理課長	土木部 河川課長	生活環境部 防災・危機管理課長補佐	土木部 河川課長補佐		
	栃木県		県民生活部 危機管理課長	県土整備部 河川課長	県民生活部 危機管理課長補佐	県土整備部 河川課長補佐		
都県	群馬県		総務部 危機管理室長	県土整備部 河川課長	総務部 危機管理室長補佐	県土整備部 河川課長補佐		
	埼玉県		危機管理防災部 消防防災課長	県土整備部 河川砂防課長	危機管理防災部 消防防災課長補佐	県土整備部 河川砂防課長補佐		
	千葉県		防災危機管理部 危機管理課長 県土整備部 河川環境課長		防災危機管理部 危機管理課長補佐	県土整備部 河川環境課長補佐		
	東京都		総務局 総合防災部 計画調整担当課長	建設局 河川部 防災課長	総務局 総合防災部 計画調整担当課長補佐	建設局 河川部 防災課長補佐		
			総務局 総合防災部 防災対策課長		総務局 総合防災部 防災対策課長補佐			
(独)	水資源機構	講	特命審議役(関東事業担当)		特命審議役(関東事業担当)	同左		
	茨城県	古河市	古河市長		総務部 危機管理課長	防災環境局 防災交通課長		
市区町		常総市	常総市長		市民生活部 安全安心課長	同左		
		取手市	取手	市長	総務部 安全安心対策課長	同左		
		守谷市	守谷市長		生活経済部 交通防災課長	同左		
		坂東市	坂東市長		総務部 交通防災課長	同左		
		五霞町	五霞町長		生活安全課長	同左		
		境町	境町長		総務部 防災安全課長	同左		
	栃木県	栃木市	栃木市長		総務部 危機管理課長	同左		
		佐野市	佐野市長		行政経営部 危機管理課長	同左		
ł		小山市	小山市長		消防本部 防災対策課長	同左		
		野木町	野木田	町長	総合政策部 総務課長	同左		
1	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市長		総務部 安心安全課長	消防本部 警防課長		
		太田市	太田市長		総務部 危機管理室長	同左		
		館林市	館林市長		総務部 安全安心課長	同左		
		玉村町	玉村田	时長	生活環境安全課長	同左		
		板倉町	板倉町長		総務課長	同左		
		明和町	明和町長		総務課長	同左		
		千代田町	千代田町長		総務課長	同左		
		大泉町	大泉町長		総務部 安全安心課長	同左		
		邑楽町	と楽町長		安全安心課長	同左		
	埼玉県	さいたま市	さいた言		危機管理部 防災課長	土木部 河川課長		
		熊谷市	能谷ī		市長公室 危機管理室長 妻沼行政センター 剤			
		行田市	行田市長		市民生活部 防災安全課長	建設部 管理課長		
		加須市	加須市長		環境安全部 危機管理防災課	建設部 治水課長		
		本庄市	本庄市長		市民生活部 危機管理課長	都市整備部 建設課長		
		春日部市	春日部市長		市長公室 防災対策課長	同左		
		羽生市	羽生市長		総務部 地域振興課長	まちづくり部 建設課長		
		鴻巣市	鴻巣市長		企画部 危機管理課長	同左		
		深谷市	深谷市長		総務部 総務防災課長	都市整備部 道路河川課長		
		草加市	草加市長		市長室 危機管理課長	建設部 建設管理課長		
		越谷市	越谷ī		市民協働部 危機管理課長	建設部 治水課長		
		桶川市	桶川市	市長	市民生活部 安心安全課長	都市整備部 道路河川課長		
		久喜市	久喜ī	市長	市民部 消防防災課長	同左		
		八潮市	八潮市	市長	生活安全部 危機管理防災課長	建設部 道路治水課長		
		三郷市	三郷市		環境安全部 危機管理防災課長	同左		
		蓮田市	蓮田ī	市長	総合政策部 危機管理課長	同左		
		幸手市	幸手市長		市民生活部 防災安全課長	同左		
		吉川市	吉川市長		市民生活部 市民安全課長	同左		
		白岡市	白岡市長		総合政策部 安心安全課長	同左		
		上里町	上里町長		くらし安全課長	まち整備課長		
		宮代町	宮代町長		町民生活課長	同左		
		杉戸町	杉戸町長		住民参加推進課長	同左		
		松伏町	松伏町長		総務課長	同左		
	千葉県 野田市		野田市長		市民生活部 防災安全課長	土木部 管理課長		
	千葉県		野田市長 柏市長			同左		
	千葉県	柏市	柏市	長	総務部 防災安全課長	问 左		
	千葉県							
		我孫子市	我孫子	市長	市民生活部 市民安全課長	建設部 治水課長		
	千葉県 東京都			市長 区長				

別表2

		組織	部	会	利根川上流 (右岸)	利根川上流 (左岸)	利根川中流 (右岸)	利根川中流 (左岸)	渡良瀬遊水 地周辺
27	国土交通省		利根川上流河川事務所長		0	0	0	0	0
	茨城県		生活環境部 防災・危機管理課長	土木部 河川課長	0			0	0
	栃木県		県民生活部 危機管理課長	県土整備部 河川課長		0			0
都県	群馬県		総務部 危機管理室長	県土整備部 河川課長	0	0			
	埼玉県		危機管理防災部 消防防災課長	県土整備部 河川砂防課長	0	0			
	千葉県		防災危機管理部 危機管理課長	県土整備部 河川環境課長			0		
	東京都		総務局 総合防災部 計画調整担当課長	建設局 河川部 防災課長	0				
			総務局 総合防災部 防災対策課長		0				
(独)	水資源機構		特命審議役(周	関東事業担当)	0	0	0	0	0
	茨城県	境工事事務所	境工事 4	事務所長	0			0	0
都県		常総工事事務所	常総工事		0			0	0
		竜ケ崎工事事務所	竜ケ崎工事	事務所長	0			0	0
	栃木県	栃木土木事務所	栃木土木			0			0
	群馬県	伊勢崎土木事務所	伊勢崎土ス	卜事務所長	0	0			
		太田土木事務所	太田土木	事務所長	0	0			
		館林土木事務所	館林土木	事務所長	0	0			
	埼玉県	本庄県土整備事務所	本庄県土整	備事務所長	0	0			
		熊谷県土整備事務所	熊谷県土整		0	0			
		行田県土整備事務所	行田県土整		0	0			0
		杉戸県土整備事務所		備事務所長	0	0			
	千葉県	東葛飾土木事務所	東葛飾土ス				0		
		柏土木事務所	柏土木哥	事務所長			0		
	茨城県	古河市		市長				0	0
市区町		常総市		市長				0	
		取手市		市長				0	
		守谷市	守谷	市長				0	
		坂東市	坂東	市長				0	
		五霞町	五霞	町長	0				
		境町	境田					0	
	栃木県 栃木市		栃木	市長		0			0
		佐野市	佐野	市長					0
		小山市	小山	市長					0
		野木町	野木	町長					0
	群馬県	伊勢崎市	伊勢區	奇市長	0	0			
		太田市	太田	市長		0			
		館林市	館林	市長		0			
		玉村町	玉村	町長		0			
		板倉町	板倉			0			
		明和町		町長		0			
		千代田町		田町長		0			
		大泉町	大泉			0			
		邑楽町		町長		0			
	埼玉県	さいたま市	さいた	ま市長	0				
		熊谷市	熊谷		0	0			
		行田市		市長	0				
		加須市		市長	0	0			0
		本庄市		市長	0	0			
		春日部市		都市長 · -	0				
		羽生市		市長	0				
		鴻巣市	鴻巣		0				
		深谷市		市長	0				
		草加市		市長	0				
		越谷市		市長	0				
		桶川市		市長	0				
		久喜市		市長	0				
		八潮市		市長	0				
		三郷市		市長	0				
		蓮田市		市長	0				<u> </u>
		幸手市		市長	0				
		吉川市		市長	0				<u> </u>
		白岡市		市長	0				
		上里町		町長	0				<u> </u>
		宮代町		町長	0			-	
		杉戸町		町長	0				
		松伏町		町長	0		_		
	千葉県	野田市		市長			0		
		柏市		市長			0		
		我孫子市	我孫子				0		<u> </u>
	東京都	足立区		区長	0				
		葛飾区		区長	0				
		江戸川区	· : ::::::::::::::::::::::::::::::::::	区長	0	1	1		

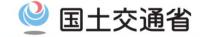
利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称) の組織イメージ(案)





協議会の進め方と地域の取組方針(案)について

協議会の進め方



〇水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都県、市区町等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めていく。

〇協議等の進め方(案)

関係機関等との協議の場として、複数の氾濫ブロックをまとめた全体の「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」と、氾濫ブロックごとの地域を対象とした部会を設置する。

協議会•部会

- 1. 大規模氾濫に関する減災対策協議会 利根川上流部右岸部会
- 2. 大規模氾濫に関する減災対策協議会 利根川上流部左岸部会
- 3. 大規模氾濫に関する減災対策協議会 利根川中流部右岸部会
- 4. 大規模氾濫に関する減災対策協議会 利根川中流部左岸部会
- 5. 大規模氾濫に関する減災対策協議会 渡良瀬川、巴波川、思川部会
 - ※協議会及び各部会の下に幹事会を設置

構成員

協議会 都県担当課長、(独)水機構担当課長、市区町長、利根川上流河川事務所長

幹事会 : 都県担当課長補佐、(独)水機構担当課長補佐、市区町担当課長、利根川上流河川事務所副所長 部会 : 都県担当課長、(独)水機構担当課長、県土木事務所所長、市区町長、利根川上流河川事務所長

実施事項

- 1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2. 地域の取組方針の作成
 - ※平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組方針の作成
- 3. フォローアップ(毎年、実施状況の確認)

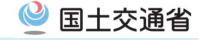
今後のスケジュール

H28.5.31 協議会開催

H28.8月頃 地域の取組方針を決定

その後、氾濫ブロック毎の部会を設置、開催し、ハード対策とソフト対策が一体となった具体的なブロック計画を年度内に策定していく。

減災のための目標(案)



◆5年間で達成すべき目標

利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

- ※大規模水害・・・・・・・・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※逃げ遅れ・・・・・・・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※社会経済被害の軽減・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

◆上記目標達成に向けた3本柱の取組

利根川等における災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の取組を実施。

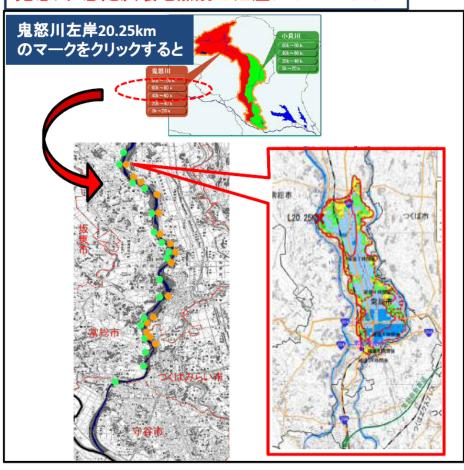
- 1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- 2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための<u>水防活動</u> <u>の取組</u>
- 3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするため の<u>排水活動の取組</u>

避難行動のための取組事例①

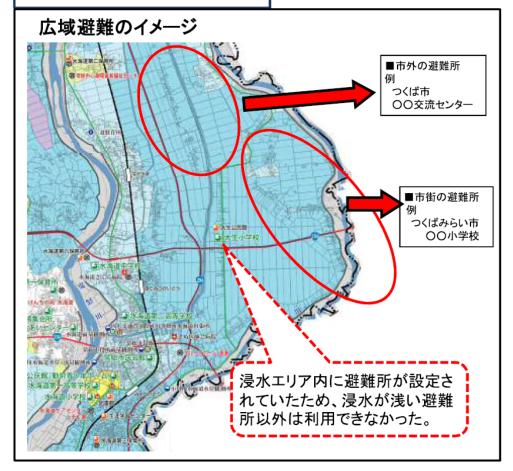


- ■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
 - 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表
 - ○広域避難計画の策定
 - 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図 鬼怒川・想定決壊地点別の氾濫シミュレーション



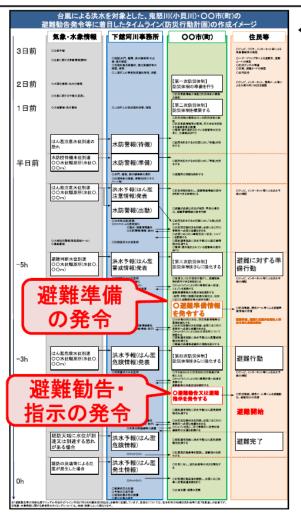
広域避難計画の策定 ハザードマップの作成



避難行動のための取組事例②



- ■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成
- 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成
- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- 気象情報発信時の「<mark>危険度の色分け」や「警報級の現象</mark>」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)



←タイムラインイメージ

5月末までにタイムラインを作成し、今年度以降の出水・訓練等において見直しを行っていくことで、より実践的なタイムラインを構築していく。

強い関係性

タイムラインを運用する際、水位・気象等の基礎的な情報を踏まえた情報発信を行うことになるため、判断しやすい情報の提供が重要となる。

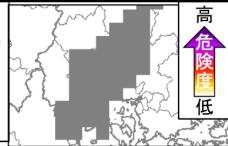
気象庁が提供する積極的かつ わかりやすい気象情報等の活用

警報等を解説・見える化する

危険度を色分けした時系列 12時 | 15時 | 18時 | 21時 | 00時 | 03時 | 06時 | 09時 雨量(mm) 50 80 50 大雨 (浸水害) (土砂災害) 洪水 20 20 25 20 20 15 12 12 陸上(m/s) 15 海上(m/s) **20** 25 | 25 | 30 | 25 | 25 | 20 | 15 | 15

メッシュ情報

洪水注意報・ 警報の情報を補 足する情報とし ての視覚的な メッシュ情報を 提供



危険度の高まるタイミングやエリアを確認

避難行動のための取組事例3



- ■防災教育や防災知識の普及
 - <住民向け>
 - 〇 水災害への事前準備に関する"問い合わせ窓口"を設置
 - 〇 水防災に関する説明会を開催
 - <小学生向け>
 - ○学校教育現場における水防活動の体験等の水防災教育・訓練を実施

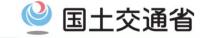
住民向け



小学生向け



水防活動の取組事例①



■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施
- 水防団同士の連絡体制の確保
- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
- 〇 関係機関が連携した実働水防訓練の実施
- 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
- 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築

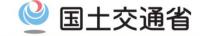


実働水防訓練の実施



建設業者による水防支援 (イメージ)

排水活動の取組事例



- ■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施
- 排水機場・樋門・水門等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を 行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成
- 〇 緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施





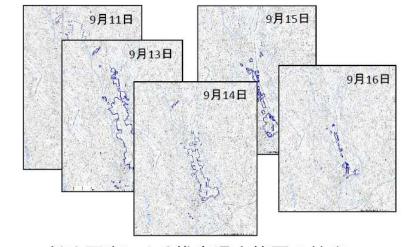


ポンプ車の的確な設置場所・ルート、必要な排水量(台数)、浸水エリア等の基礎的情報の入手方法を事前に計画し、緊急時の早急な対応を可能にする





9月11日撮影の斜め写真



斜め写真による推定浸水範囲の抽出